

阿賀野市養育医療給付事業負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月9日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第21号

阿賀野市養育医療給付事業負担金徴収規則の一部を改正する規則

阿賀野市養育医療給付事業負担金徴収規則（平成25年阿賀野市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「同法第314条の8、」の次に「同法附則第5条第3項、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。